

7 教職課程（対象：整復 看護）

「教職課程は、教育職員免許状を取得するための課程です。本学では整復医療・トレーナー学科では中高保健体育教諭免許状（一種）、看護学科では養護教諭免許状（一種）を取得することができます。

それぞれ整復医療・トレーナー学科、看護学科の専門基礎科目、専門科目の進行度を考慮しながら調整し、それと両立できるように、学部の1年次から計画的に教職に関連する科目を組み込み、履修できるようにしています。したがって、学生が学修を怠れば、場合によっては教職に関連する科目の学修と専門科目の学修が両立できない事態が起こり得ます。このことをあらかじめ心得て教職を履修するようにしてください。」

卒業要件単位数及び教育職員免許状取得に必要な単位を取得し、大学でとりまとめ教育職員免許状取得の申請をすることによって、卒業と同時に教育職員免許状が授与されます。

教職課程履修希望者は各年次・各学科で隨時開催される「教職課程履修ガイダンス」（日程等詳細については別途掲示にてお知らせします。）に必ず出席してください。

教職課程履修に当たって、大学はもちろん、教育実習先、介護等体験施設等からの緊急を要する連絡が入る場合がありますので、「学生便覧」に掲載のとおり、各自の携帯電話に大学の電話番号を登録してください。また大学ポータルサイトは毎日必ず確認してください。

登録していない場合、教職ガイダンス日程や各種提出物についての重要なお知らせが届かず、また、教育実習や介護等体験実施に多大な支障が生じる可能性があります。実習中止、免許の取得が出来ない、ということにもなりかねませんので十分注意してください。

(1) 教育職員免許状取得について

保健体育

養護

① 取得できる免許状の種類及び教科

学部・学科	中学校教諭	高等学校教諭	養護教諭
健康科学部整復医療・トレーナー学科	一種（保健体育）	一種（保健体育）	
健康科学部看護学科			一種

② 基礎資格

基礎資格	学士の学位を有すること ＊4年制の大学を卒業する（している）こと
------	-------------------------------------

教育職員免許状取得のために必要な科目等

教職課程履修に当たって1年次より履修可能な科目があります。卒業要件単位を満たすことと並行し、計画的に履修するようにしてください。